

確定申告のお知らせ

2月16日(木)～3月15日(木)

所得税の確定申告について、申告相談の日程を左記のとおりお知らせします。
なお、収入の種類によって相談日が異なりますので、「ご注意ください」。

営業・不動産等の収支内訳書を添付して申告をされる方 香椎税務署職員受付

- 【宇美町】
 - 日程 2月27日(月)、28日(火)
 - 会場 宇美町役場2階大会議室
 - 【志免町】
 - 日程 2月23日(木)、24日(金)
 - 会場 志免町役場2階第2会議室
 - 【須恵町】
 - 日程 2月27日(月)、28日(火)
 - 会場 須恵町役場横保健センター1階
 - 受付時間(各会場共通)
 - 9時半～11時、13時～15時
- ※不動産等の譲渡所得及び贈与税の相談は各役場ではできませんので、香椎税務署でお願いします。

年金や給与等の申告をされる方

宇美町職員受付

- 日程 2月16日(木)～3月15日(木)
 - ※原則として土、日、祝日を除きますが、2月26日(日)に限って申告受付をします。
 - 時間 9時～11時、13時～15時
 - 会場 宇美町役場2階大会議室
- ※収入の種類が営業・不動産等の方は香椎税務署職員来庁日(2月27日、2月28日)または香椎税務署で申告してください。
- ※確定申告の宇美町での受付日程表等については、**税務課窓口にて配布していますので、ご利用ください。**
- ◆次の方は原則として所得税の確定申告が必要です。
・2カ所以上の支払者から給与等を受けている方

- ・平成23年の途中で退職して年末調整が終わっていない方
 - ・生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金を受け取った方
 - ・個人年金を受け取った方
- ※確定申告で不明な点がありましたら相談会場で記載方法などのアドバイスを行っておりますので、申告に必要な書類を準備して相談してください。

《申告に必要なもの》

- 所得を証明するもの
 - ・源泉徴収票や支払調書
 - ・給与や年金以外の方は帳簿や経費を証明する書類、領収書、減価償却の計算書など
 - 控除を証明するもの
 - ・生命保険料及び地震保険料等の控除証明書
 - ・社会保険料控除証明書又は領収書
 - ・医療費控除を受ける方はその額を証明する領収書など
 - ・住宅借入金等の特別控除を受ける方は年末残高証明書等必要書類
 - ・障害者控除を受ける方は障害者手帳または障害者控除対象者認定書
 - その他
 - ・印鑑
 - ・所得税還付申告の方は、本人名義の口座番号等の控え
- ※申告書が送付されて来た方は、申告会場にご持参ください。

税務署からのご案内

～休日開庁日について～

税務署では閉庁日(土、日、祝日)は通常、相談及び申告書の受付は行っていませんが、確定申告期間中は、福岡市内の税務署(福岡署、博多署、西福岡署、香椎署)においては平日(月曜日～金曜日)以外にも2月19日、26日の日曜日に限り確定申告の相談・申告書の受付を行います。
※例年、申告会場は大変混雑し、長時間お待たせすることや受付の制限をすることがありますので、ご了承ください。また3月に入りまずと税務署などの窓口はさらに混み合います。早めの申告書提出の準備をお願いします。なお郵送での申告もできますので香椎税務署へ直接ご郵送ください。

●提出及び問い合わせ

〒813-8681
福岡市東区千早6丁目2番1号
香椎税務署個人課税第一部門
TEL 6611-1031



平成23年分確定申告に関する主な税制改正

- 【年金所得者の申告不要制度の創設】
 - 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税の確定申告をする必要がなくなりました。
 - ※所得税の還付を受けるための申告書提出はできません。
 - ※公的年金等以外の所得金額が20万円以下で、所得税の確定申告を要しない場合でも、住民税の申告は必要です。
 - 【扶養控除の改正】
 - ①年少扶養親族(扶養親族のうち16歳未満の者)に対する扶養控除(38万円)が廃止されました。
 - ②16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除については、上乘せ部分の25万円が廃止され、38万円になりました。
 - 住民税(町県民税)の申告について
 - 所得税の確定申告をされた方は住民税の申告の必要はありません。
 - また、所得のない方も申告の必要はありませんが、国民健康保険に加入している方や非課税証明書が必要な方は住民税の申告をしてください。
- 問い合わせ

税務課町民税係

TEL 934-2242

介護保険制度で申告時に添付できる資料について

- 医療費控除添付資料に係るおむつ使用証明書について
 - おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降である方は、介護保険要介護認定に係る主治医意見書をもとに、健康福祉課で発行する「おむつ使用証明書」により、医療費控除を受けることができる場合がありますので、窓口でご相談ください。なお、申請の際には印鑑が必要です。
- 要介護認定による障害者控除対象者認定書について
 - 本人、控除対象配偶者または扶養親族が、次の①または②に該当する場合は、健康福祉課で発行する「障害者控除対象者認定書」を添付することで、障害者控除を受けることができます。認定書が必要な方は印鑑をご持参のうえお越しください。

①65歳以上で平成23年12月31日現在、介護保険の要介護1～5の認定を受けている方。

②65歳以上で平成23年12月31日現在、引き続き6ヶ月以上臥床し、食事、排泄等の日常生活に支障のある寝たきりの方。

※障害者手帳等をお持ちの方は、手帳等の提示により、控除を受けることができます。

○介護保険料納付証明書による社会保険料控除について

平成23年1月1日～平成23年12月31日までに支払われた介護保険料については、納付書でお支払いの方は保険料領収書、口座振替の方は口座振替納付済通知書(平成24年1月末頃発送予定)、特別徴収の方は年金保険者からの源泉徴収票等を添付して社会保険料控除を受けることができます。

この他にも、健康福祉課で発行する「納付証明書」でも控除を受けることができますので、必要な方は身分証明書をご持参のうえお越しください。なお、本人及び同居の親族以外の方が来庁する場合は委任状が必要です。

※各証明書発行には数日かかる場合があります。詳しくは、健康福祉課へお尋ねください。

●問い合わせ

健康福祉課介護高齢者支援係

TEL 934-2243

e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用しましょう!

e-Taxとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得しておけば(オンラインで取得で

きます)インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続ができるシステムです。

「確定申告書作成コーナー」で作成した申告書等のデータは、e-Taxを利用して自宅から税務署に送信できます。また、印刷した申告書は税務署に郵送でも提出できます。

e-Taxを利用すると...

最高4,000円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4000円の控除ができます。

なお、平成19年から平成22年分の確定申告で、この控除を受けた方は、受けられません。

添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院等の名称、支払金額等)を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。

税務署から書類の提出または提示を求められることがありますので、確定申告期限から5年間は保管をお願いします。

※その他詳細は国税庁ホームページをご覧ください。